

資格確認に関するQ&A

項番	項目	質 疑	提出書類	理 由
1	送金額	別居している母へ生活費として毎月3万円程を送金しています。	・[取消用]被扶養者申告書 ・確認資料 ([取消用]被扶養者申告書の裏面参照)	送金は対象被扶養者の毎月の収入額以上の送金額(収入が5万円を下回る場合は最低5万円/月)が必要なので、被扶養者の要件を満たしていません。 認定取消手続をしてください。
2	送金方法	子と別居しているが近くにいるため、生活費は手渡しをしています。	・送金状況確認書	送金の証跡を残す必要があるため手渡しは認められません。 送金方法は口座間送金に限ります。 なお、「送金状況確認書」に、生活費を手渡ししている状況を詳細に記入し、組合員調書とともに提出してください。状況確認のうえ、別途必要な資料等をご案内します。
3	送金方法	扶養している家族(配偶者と子供)と別居しています。生活費は、配偶者へまとめて送金していますが、配偶者と子供それぞれの口座への送金が必要ですか。	・送金状況確認書 ・送金が確認できる資料	被扶養者それぞれの口座へ送金が必要です。 ただし、扶養している家族同士が同居している場合は、一人の口座へまとめて送金しても差し支えありません。
4	単身赴任	単身赴任をしています。送金を要さない特例として、単身赴任手当の支給実績がわかる給与明細書は、直近のよいですか。	2020年中に単身赴任手当の支給実績がわかる給与明細書(写)	2020年中に手当が支給されたすべての月の給与明細書を提出してください。
5	所得証明書	所得証明書の代わりに源泉徴収票や非課税証明書、市民税決定通知書でもよいですか。	・2021年度 所得証明書(写)	それらの書類は、一部の記載項目が省略されているため、代替書類とすることはできません。 所得控除前の収入の有無と種類を確認するために必要ですので、所得証明書(又は課税証明書)を提出してください。
6	所得証明書	●収入がない(少ない)ため「所得証明書」を出せないと言われました。 ●事業収入があるが、少額なため、申告不要と言われました。確定申告書類一式を提出することができません。	・発行された書類 余白へ下記を記載の上で提出してください。 ①所得証明書等を提出できない理由 ②日付(記載日) ③組合員番号及び組合員氏名	収入がない(少ない)場合でも、そのことがわかる書類を発行してもらうよう、市区町村役場でご相談ください。
7	給与等証明書	被扶養者が既に勤務先を退職したため、給与等証明書が提出できません。	・給与等証明書 会社の倒産等で支払元が存在しない場合にはお問い合わせ先コールセンターまでご相談ください。(8ページ参照)	通勤費等の非課税給与も含めた収入や雇用条件等を把握するために必要な資料です。 支払元が存在していないという止むを得ない事情を除き、被扶養者の勤務先に依頼の上、必ず提出してください。
8	給与等証明書	妻には給与収入が年間65万円あります。ほかに不動産収入も年間60万円ありますが、給与等証明書の提出は必要ですか。	・給与等証明書 ・給与収入以外の収入に関する確認資料	給与等証明書が省略できるのは、給与収入70万円未満ですが、給与収入以外の収入がある場合は、給与等証明書と他の収入を確認できる書類を提出してください。 通勤費等非課税分を含めたすべての収入が基準額未満であることを確認します。

項番	項目	質 疑	提出書類	理 由
9	年金	2020年の「年金振込通知書」を紛失してしまったようです。	<ul style="list-style-type: none"> ・公的年金等源泉徴収票 又は、 ・年金証書(写) ・2020年中の年金振込が確認できる通帳(写) ・2021年の年金振込通知書(写) ・「確認資料の提出に関する申立書」 (ホームページに掲載。) の4点を提出することにより代替書類とすることができます。 	年金の支払元(日本年金機構、共済組合、厚生年金基金等)に再発行を依頼してください。
10	国内居住要件	海外に留学している子に配偶者が同行しています。認定取消をしなければなりませんか。	—	国外に留学する学生は、「国内居住要件の例外」に該当します。また配偶者はその帯同者となり、どちらも認定取消の必要はありません。
11	国内居住要件	母は日本に住民基本台帳に住民登録(住民票)がありませんが、日本の保険医療機関に入院しています。被扶養者証(健康保険証)を使用してはいけませんか。	—	2020年4月1日から、「国内居住要件」が追加されましたが、2020年3月31日以前から国内の保険医療機関に入院している場合、2020年4月1日以降も引き続き入院中であれば、被扶養者として被扶養者証は使用できます。ただし、退院した日の翌日をもって認定取消の手続きをお願いいたします。
12	世帯分離	両親を扶養しています。同居生活を共にしていますが、住民票上は世帯分離をしています。何を提出すればよいですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの世帯における世帯全員の住民票(写)(マイナンバーと本籍の記載がないもの) ・生計同一に関する申立書 (ホームページに掲載) 	それぞれの世帯における住民票の住所が枝番まで同一であれば、同居とみなします。
13	学生	2020年中は学生でした。「在学証明書」を提出すればよいですか。(2021年に卒業された方は項番15参照)	・在学証明書	「学校教育法第1条」に規定されている学校※及び修業期間が1年以上の専修学校、専門学校であれば、「在学証明書」を提出してください。 ※高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校(一部抜粋) ※夜間部や通信制は「学校教育法第4条」に規定されているため在学証明書は認められません。
14	学生	学校が休業中で「在学証明書」が取得できません。代わりに「学生証(写)」でもよいですか。	・在学証明書	「学生証(写)」では、2020年中に在学していたことが確認ができません。学校へ郵送で取得することが可能か、ご相談してください。
15	学生	子どもが今年3月に高校を卒業し、4月に大学へ進学しました。現在通っている大学で在学証明書を取得すればよいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> どちらか1つを提出してください。 ・卒業証明書 ・卒業証書(写) 	2020年中に在学していたことを確認しますので、2021年3月に高校を卒業したことがわかる「卒業証明書」または「卒業証書(写)」を提出してください。

項番	項目	質 疑	提出書類	理 由
16	認定取消 手続き	被扶養者は先日就職したため、認定取消の手続を行う予定です。資格確認の書類を提出する必要はありますか。	・共済組合員調書	共済組合員調書の設問①の「□はい」にチェックし、「[取消用]被扶養者申告書送付(予定)日」を記入、2ページ目(宛名面)に署名の上、同封の返信用封筒で提出してください。 なお、認定取消の手続は忘れずに行ってください。
17	審査対象 期間認定	2020年途中に認定された被扶養者の所得証明書に、認定日以前の収入が記載されています。	どちらか1つを提出してください。 ・2021年度 所得証明書(写) ・確定申告書 余白へ下記を記載の上で提出してください。 ①認定日以降の月額収入等 ②申立日 ③記名	2020年途中に認定された場合、認定日以降の状況がわかるものをご提出ください。
18	扶養手当	共済組合員調書の扶養手当受給欄が「無」になっていますが、扶養手当をもらっています。所得証明書等の確認資料を提出しなくてもよいですか。	どちらか1つを提出してください。 ・扶養手当認定簿(写) ・所属会社(給与担当者)が当該事実を証明したもの	2020年中に扶養手当の対象となっていたことを客観的に確認できる資料を提出すれば、所得証明書等の確認資料の提出は不要です。 共済組合員調書の扶養手当受給欄を「有」に訂正して提出してください。
19	提出期限	10月22日提出期限までに資料のすべてを揃えて提出することができません。	・共済組合員調書 ①提出が遅れる確認資料名 ②提出が遅れる理由 ③提出予定月日	提出期限までにすべてを揃えることができない場合は、「共済組合員調書」の通信欄に「提出書類」欄の①～③を記載の上、「共済組合員調書」と「揃っている確認資料」を提出期限までに提出してください。 ※遅れる確認資料は準備出来次第、速やかにご提出ください。
20	新型 コロナ ウイルス	新型コロナウイルスの影響により、一時的に給与収入が増加し、130万円を超えてしまいました。	・給与等証明書	2020年中の収入が増加したのは、一時的であることを確認します。 被扶養者の勤務先へ、給与等証明書のA欄を証明いただくよう依頼してください。

共済組合ホームページ

郵政共済 資格確認



スマートフォンにも
対応しています

お問い合わせ先コールセンター

TEL 0120-97-8484

(無料通話) 土日祝日を除く 9:00~18:00